

静岡県立大学はばたき寄金報奨等運用基準

(平成 11 年 7 月 16 日はばたき寄金運営委員会決定)

静岡県立大学はばたき寄金運用細則第3条の各号に該当するものの基準を次のとおり定める。

第1号―「教育、学術、文化又はスポーツ等において優秀な成績を収めた者又はこれらの分野における活躍により本学の名声を高めたもの」

(1) 教育、学術及び文化の分野において、各種公的団体等から著名な表彰等を受けた者

(2) 学術の分野において、画期的な発明又は発見をした者

(3) はばたき寄金運営委員会が企画・実施する、本学の学部学生・大学院生及び教職員を対象とした企画提案の募集において、優秀な提案をした者

(4) スポーツの分野において、国内外の大会で特に優秀な成績を収めた者又は地域のスポーツの振興に寄与した者

第2号―「社会奉仕活動、国内・国外での活動等の善行が、他の模範となったもの」

(1) 自ら企画・実施し、常時又は定期的に行われ、かつ、社会的評価が著しく高いボランティア活動を行った者

(2) 人命救助に寄与した者

(3) 重大事件の解決に寄与した者

第3号―「国際的な集いや留学生の奨学支援のため特に必要と認められ、かつ、その効果が期待されるもの」

(1) 外国人留学生が学内外において行う国際交流活動

(事業実施に要する経費が予算措置されているものを除く。)

(2) 外国人留学生で県内外の国際交流事業に積極的に貢献した者

(3) 本学の国際交流事業である学生交換事業の相互交換学生(日本人留学生・外国人留学生)

第4号―「全学的に実施される催事で、学内の活性化又は学生間若しくは学生と教職員との交流促進が期待されるもの。」

(1) 本学剣祭等において行われる全学部横断的なシンポジウム等

(事業実施に要する経費が別途予算措置されているものを除く。)

(2) 開学記念日等に行う学生と教職員との交流会等

(事業実施に要する経費が別途予算措置されているものを除く。)

第5号―「その他特に報奨に値するもの」

(1) 本学の開学の精神である「開かれた大学」づくりを実践し、著しく評価できる活動を行った者

(2) はばたき寄金の運営に積極的に貢献した者

(3) 学業において極めて優秀な成績を収めた学生又は学業に対する努力が顕著な者